



2025 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名	株式会社芝浦電子	
代 表 者 名	代表取締役社長社長執行役員	葛西 晃
(コード番号	6 9 5 7 東証スタンダード市場)	
問 合 せ 先	執行役員経営管理部長	星ノ谷 行秀
電 話 番 号	0 4 8 - 6 1 5 - 4 0 0 0	

**当社追加質問に対する YAGEO Corporation からの回答受領に関するお知らせ並びに
当社株式に対する YAGEO Electronics Japan 合同会社による公開買付け及び
ミネベアミツミ株式会社による公開買付けに関する当社の検討状況について**

当社は、YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「YAGEO Electronics Japan」といいます。）による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「YAGEO 公開買付け」といいます。）について、YAGEO 公開買付けの実現可能性の検証にあたり、YAGEO Electronics Japan の完全親会社である YAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）に対して、2025 年 6 月 5 日に外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年 12 月 1 日法律第 228 号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）に関する追加質問（以下「2025 年 6 月 5 日付追加質問」といいます。）を送付いたしました。2025 年 6 月 12 日、YAGEO より、2025 年 6 月 5 日付追加質問に対する回答を受領いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、2025 年 5 月 21 日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見の変更（賛同・応募中立）についてのお知らせ」及び「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」で公表しましたとおり、2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、当該時点の当社の意見として、ミネベアミツミ株式会社（以下「ミネベアミツミ」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。）に対して賛同の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねること及び YAGEO 公開買付けについては、意見の表明を留保することを決議しております。

YAGEO 公開買付けに対する当社の意見の検討にあたり、当社及び特別委員会は、YAGEO 公開買付けの実現可能性の検証に加え、当社と YAGEO のシナジーについて、従前の質問状に対する回答や面談内容及び 2025 年 5 月 28 日に YAGEO Electronics Japan が提出した対質問回答報告書における回答において、特に技術面、製造面を中心として YAGEO が想定するシナジーに関する情報の提供が不十分であると考えたため、2025 年 6 月 2 日に、YAGEO に対し、再度の面談要請を行い、その後、YAGEO と協議の上、YAGEO から指定された 2025 年 6 月 18 日に、YAGEO、当社及び特別委員会との間で面談を実施することを予定しております。

さらに、ミネベアミツミ公開買付けについては、2025 年 5 月 12 日に当社からミネベアミツミに対し、ミネベアミツミ公開買付けの公開買付価格（以下「ミネベアミツミ公開買付価格」といいます。）の再検討に関する意向を確認したところ、2025 年 5 月 16 日にミネベアミツミから YAGEO 公開買付けは我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外為法等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）の事前届出の必要性について疑義があると考えていること、仮に今後 YAGEO において、YAGEO 公開買付けの公開買付期間中に、当社株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若



しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、ミネベアミツミとして対応策を積極的に検討していく旨の回答を受領しました。

その後、2025年5月28日に、当社は、YAGEO Electronics Japan から、同社が提出した対質問回答報告書において、当社株式取得に係る独占禁止法の届出要否について、YAGEO は、2025年2月5日以降、公正取引委員会に対する任意の相談を実施済みであり、当社株式取得に係る YAGEO による事前届出は不要である旨、及び当社株式取得は公正取引委員会に「相談することが望まれる案件」にも該当しないことを、既に公正取引委員会に説明済みである旨の回答を受領し、また、2025年6月2日に、YAGEO Electronics Japan は、公開買付届出書の訂正届出書を提出し、経済産業省との協議が着実に進んでいることから、2025年6月2日付で外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されたこと、及び日本の法律事務所のアドバイスに基づき、YAGEO 公開買付けの買付け等の期間の末日（延長した場合を含むとのことです。）までに YAGEO 公開買付けによる当社株式の取得に係る承認を取得できる見込みであることを公表しております。

上記経緯を踏まえ、特別委員会は、2025年6月3日に、ミネベアミツミに対してレターを送付し、YAGEO の各種クリアランスの取得に係る進捗状況等に鑑み、ミネベアミツミ公開買付価格の再検討に係る意向の確認を改めて行っておりますが、本日時点では回答を受領しておりません。

当社は、特別委員会とも協議の上、2025年6月5日付追加質問に対する YAGEO の回答、2025年6月18日に実施予定の YAGEO との面談等を通じたシナジーの検証内容及びミネベアミツミによるミネベアミツミ公開買付価格の引き上げの意向等を総合的に勘案いたしまして、当社の企業価値引いては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から、引き続き YAGEO 公開買付け及びミネベアミツミ公開買付けについて真摯に検討を行い、決定事項があれば当社の株主の皆様へ速やかにお知らせいたします。

以 上